

その1	※受理 年月日		※交付 年月日	
	※受理 番号		※交付 番号	
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。 令和〇〇年 〇月〇〇日 広島県公安委員会 殿 ※法人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 甲乙産業 代表取締役 広 島 次 郎 届出者の氏名又は名称及び住所 ※個人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 甲 乙 太 郎				
氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)	こうおつ たろう ----- 甲 乙 太 郎 (法人の場合株式会社甲乙産業)			
住 所	〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△マンション〇号室 (082)〇〇〇局〇〇〇〇番			
本 籍 ・ 国 籍	広島県〇〇市〇町〇丁目〇番(住民票どおり記載)			
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			
その法人にあつては、 代表者	氏 名 (ふりがな)	-----		
	住 所	〒 () 法人の場合のみ代表者を記載する。 () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 広告又は宣伝をする場合に 使用する呼称	1	ひろしまあだるとつうはん 広島アダルト通販		
	2	あだるとつうはんさんかくさんかく アダルト通販△△		
	3	※ 書き切れない場合は、別紙のとおりとして別紙を添付する。		
	4	-----		
事 務 所 の 所 在 地	〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△△ビル2階 (082)〇〇〇局〇〇〇〇番			
無店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第7項第2号の営業			

法人は空欄

その2	
客の依頼を受ける方法	電話・メール
客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先	1 広島アダルト通販 090-0000-0000 2 アダルト通販△△ 080-0000-0000 0000@00.ne.jp
受付所	所在地 〒() () 局 番
	建物の構造
	建物内の受付所の位置
待機所	所在地 〒(-) () 局 番
	建物内の待機所の位置
	待機所としての専用状況
営業を開始しようとする年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (届出日の10日後以降)

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法を全て記載すること。
- 「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ、その連絡先となる電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項を全て記載すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 「受付所」、「待機所」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「待機所」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例

その1		営業の方法 (無店舗型性風俗特殊営業)
氏名又は名称		甲乙 次郎 (法人の場合 株式会社甲乙産業)
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		広島アダルト通販 アダルト通販△△
事務所の所在地		広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△△ビル2階
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第2号の営業
広告又は宣伝の方法の態様	広告又は宣伝の方法	<input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない ① 広告物の表示 (場所: 県内全域原則できない。) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度: 月に2回) ③ インターネット (URL: http://〇〇〇.jp/ ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所: 県内全域原則できない。) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	雑誌に掲載する際は、「18歳未満の者は利用禁止」と明示する。 インターネットに掲載する際は、ホームページ上に「18歳未満の者は利用禁止」と明示する。
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること		<input type="checkbox"/> ①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)
	18歳未満の者を従業者として使用すること	<input type="checkbox"/> ①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)
役務提供の態様		1 衣服を脱いだ人の姿態の写真の販売 2 衣服を脱いだ人の姿態を主たる内容とする写真集の販売 3 アダルトDVDの販売 4 大人のおもちゃの販売, 貸し付け など

その2（法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合）	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受付所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか別の別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。